

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社佐藤企業（所在地 新潟県新潟市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 3 年 7 月 5 日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

(問い合わせ先)

新潟市中央区美咲町 1 丁目 1 番 1 号 新潟美咲合同庁舎 1 号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 池田 潤 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン)

総務部 契約管理官 深澤 順麿 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社佐藤企業	新潟県新潟市中央区東堀前通1-345

2. 指名停止措置期間： 令和3年7月5日～令和3年8月4日（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の元代表取締役副社長は、土木建築工事の杭打ち工事を落札できなかったことを理由に、令和2年4月13日に建設会社の支店において前記杭打ち工事を同社に受注させることを要求し、その実行について、上記建設会社の従業員らに対し株主権を行使する態度を示し、その実行について、威迫の行為を行ったとして、会社法違反により令和2年7月13日に東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条にも該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内